

3 松戸市協働のまちづくり条例（案）の条文説明

前文

松戸市は、緑や水辺など四季を彩る豊かな自然とともに、次代を担う子どもたちに引き継ぐべき文化、歴史及び伝統が息づく首都圏有数の生活都市である。

このまちを暮らしやすいまちにするため、市民をはじめ、町会、自治会、NPO、ボランティア等が、福祉、教育、環境、防犯などの様々な分野で活発な活動を行っている。

今後、社会の変化に伴い、多様化していく地域の課題に適切に対応するためには、市民、市民活動団体、事業者及び市が協働によるまちづくりを推進することが、ますます重要となることに鑑み、この条例を制定する。

【説明】

前文は、条例制定の趣旨を明らかにしたものです。

第1段落 松戸市の大切にしたい特色

第2段落 市民活動の現状

第3段落 協働の重要性、条例制定の趣旨

（目的）

第1条 この条例は、協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、協働の推進に必要な事項を定めることにより、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【説明】

この条例の目的は、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することにあります。

そのためには、市民、市民活動団体、事業者及び市がお互いの信頼関係の下、それぞれが果たす役割を認識し、協力して地域の課題の解決に取り組む「協働」を推進することが必要です。この条例では、そのための基本理念を定め、それぞれが果たすべき役割を明示するとともに、協働の推進に必要な施策や制度を定めるものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民、市民活動団体、事業者及び市が、相互の信頼関係の下に、協力して地域の課題の解決に取り組むことをいう。
- (2) 市民活動 自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学している者をいう。
- (4) 市民活動団体 市民活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 営利を目的とする事業を営む者をいう。
- (6) 社会資源 協働の推進に必要な人材、技術、情報、場所、物品、資金等をいう。
- (7) 協働事業 市民活動団体又は事業者が、市と相互に社会資源を分担し、協力して行う事業をいう。

【説明】

この条例で用いる基本的な用語について定義し、誰が条例を読んでも同様の解釈ができるようにしました。

(基本理念)

第3条 協働の推進は、次の各号に掲げる基本理念に基づいて行わなければならない。

- (1) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、協働の目的を共有し、相互の役割を理解するとともに、その実現に必要な社会資源を分担すること。
- (2) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、対等な関係に基づき、相互の自主性及び自立性を尊重すること。
- (3) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に情報を提供し、協働に必要な情報を共有すること。

【説明】

市民、市民活動団体、事業者及び市という異なる主体同士が協働する際の基本的な考え方を示したものです。

目的の共有：協力する取り組みの目的が同じであることを確認すること。

役割の理解：目的を実現するためのお互いの役割を理解し合うこと。

社会資源の分担：必要な社会資源は、お互いが相応に分担すること。

対等な関係：下請けや上下の関係ではなく、横の関係であること。

自主性及び自立性の尊重：お互いが主体性を持った独立した存在であること。

情報の共有：協働に必要な情報を対話や交流等を通じてお互いに提供し合うこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域の課題に関心を持ち、その解決のため、自らができることを考え、実践するものとする。

- 2 市民は、市民活動への理解を深め、自らも市民活動を行うよう努めるものとする。
- 3 市民は、協働の推進に努めるものとする。

【説明】

市民は、身近な地域にある課題に目を向け、その解決に向けて自らが行動できることを考え、実践するとともに、市民活動に対する理解を深め、これに協力、参加するなどして市民活動を行うことにより、協働を推進するよう努めるものとします。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、適正な団体運営を行うとともに、自らの責任をもって市民活動を行わなければならない。

- 2 市民活動団体は、人材その他の社会資源を充実し、協働の推進に努めるものとする。
- 3 市民活動団体は、市民活動が地域に広く理解されるよう努めるとともに、他の市民活動団体と協力して市民活動の発展に努めるものとする。

【説明】

市民活動団体は、団体で定めた運営規約等に基づいて適正な団体運営を行うとともに、その活動が地域社会に及ぼす影響等に鑑み、責任ある活動を行わなければなりません。また、市民活動を行うに当たっては、その活動を継続し、活性化するために人材の育成や資金の確保など活動の源となる社会資源の充実を図り、協働の推進に努めるものとします。また、その活動が地域で認知、理解されるよう努めるとともに、他の市民活動団体とも連携、協力して市民活動が発展、活性化するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域の一員として、市民活動への理解及び協力並びに協働の推進に努めるものとする。

【説明】

事業者は、地域を構成する一員として果たすべき役割を認識し、市民活動の重要性を理解するとともに、市民活動の推進並びに協働の推進に努めるものとします。

(市の役割)

第7条 市は、市民活動を支援するとともに、協働事業を実施することにより、協働を推進するものとする。

2 市は、協働の推進に際し、市民、市民活動団体及び事業者から広く意見を聴くとともに、その参加を募るものとする。

3 市は、協働の推進に必要な知識の普及及び意識の向上を図るものとする。

【説明】

1 市は、市民活動を支援するとともに、併せて協働事業を実施することにより、協働を推進します。

2 協働の推進について市民、市民活動団体及び事業者の理解と協力の下に施策を進めるため、市民のニーズや意見を的確に把握するとともに、協議会への公募委員の登用や市民フォーラムの開催及び各種事業への市民参加を進めるものとします。

3 協働の推進に関する知識の普及及び意識の向上を図るため、市民、市民活動団体、事業者及び市職員を対象に、啓発情報の発信や研修講座の開催などの取り組みを進めるものとします。

(市の施策)

第8条 市は、協働の推進のため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 協働の推進に必要な計画を策定し、その進捗状況を公表すること。
- (2) 市民活動の支援及び協働事業の実施に対し、予算の範囲内において財政的措置を講ずること。
- (3) 市民活動の支援及び発展に必要な施設を充実すること。
- (4) 前3号の施策を総合的に行うための推進体制を整備すること。

【説明】

(1) 計画の策定と進捗状況の公表

市民活動を支援するとともに、協働事業を実施するなど協働を推進するための施策を体系化し、進行管理する計画を策定します。なお、計画の策定に当たっては、松戸市協働のまちづくり協議会に意見を求めるとともに、広く市民の意見が反映できるように市民フォーラムなどの機会を設けます。

(2) 財政的措置

協働の推進の基本理念である「社会資源の分担」を市が行うための措置です。具体策として、市民活動を支援するため助成金交付制度を創設するとともに、その原資となる（仮称）松戸市協働のまちづくり基金を設立します。この基金には、広く市民、市民活動団体、事業者から寄付を募るものとします。また、協働事業を実施するに当たり、市は負担金を交付する制度を設けます。

(3) 市民活動の支援及び発展に必要な施設の充実

市民活動を既に行っている方やこれから始めてみたい方に対して相談や情報提供などの支援を行うため、まつど市民活動サポートセンターを適切に管理運営するとともに、その機能の充実を図るものとします。

(4) 推進体制の整備

市の推進体制として、庁内の各部署の連携を図り、総合的に施策を推進するため、関係部署による会議を設置します。また、協働の推進を所掌する担当部署を設けます。

(協働事業)

第9条 市民活動団体又は事業者は、市長に協働事業を提案することができる。

2 市長は、前項の規定による提案を受けたときは、松戸市協働のまちづくり協議会に諮問するものとする。

3 市長は、前項の規定による諮問に対する答申を尊重し、協働事業の実施の可否を決定するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、協働事業に関し必要な事項は、別に定める。

【説明】

条例では、協働事業の提案、審査機関に対する諮問、市長への答申という基本的事項を定めます。協働事業提案制度の概要は、次のとおりです。

- 1 協働事業の募集は、前年度に行います。
- 2 市長は、協働事業の提案書について、予備審査を協議会に諮問します。
- 3 予備審査を通過した提案者は、担当課及び推進部署を加えた三者協議により、協働事業の企画書を作成します。
- 4 市長は、事業企画書の審査を協議会に諮問します。審査の方法、基準については、協議会で定めます。
- 5 協議会が審査結果を市長に答申した後、市長は、協働事業の実施の可否を決定し、必要な予算措置を講じます。予算成立後、新年度に協働事業を実施します。
- 6 協働事業を行うに当たり、提案者と市との間で協定書を取り交わすとともに、市は、その分担する資金を提案者に交付します。資金の額の決定は、提案者が分担する自己資金に加えて、無償の労力を勘案して決定する「マッチングファンド方式」の採用を検討します。
- 7 提案者は、協働事業が完了したら事業報告書を作成します。
- 8 事業報告書は、協議会が評価を行い、公開報告会を開催します。
- 9 協働事業提案制度には、先進的モデル事業（実施期間3年以内）コースと継続事業コースを設けます。

(協議会)

第10条 市長は、前条第2項の規定による諮問に応じ協働事業を審査するため、松戸市協働のまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、前項の規定による審査のほか、協働の推進に必要な事項について協議を行い、市長に報告することができる。
- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】

この協議会は、協働事業の審査及び協働の推進に必要な事項について協議を行う機関として設置します。

【組織】

- ・協議会は、委員10人以内をもって組織します。委員の構成は、次のように考えています。
 - (1)公募市民
 - (2)市民活動に識見を有する者
 - (3)事業者
 - (4)学識経験者
 - (5)その他市長が適当と認めるもの

【委員の任期】

- ・委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

【所掌事務】

- ・協働事業の審査：提案書の予備審査、事業企画書の審査、事業報告書の審査
- ・協働の推進に必要な事項：市民活動助成制度に関する事、実施計画及び協働のルール
の策定に関する事、条例の見直しに関する事など

【規則で規定する事項】

- ・協議会の会議は公開とすること、協議会の事務局に関する事など協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

【説明】

この条例に定めるもののほか必要な事項については、規則で定めることを規定しました。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を目途としてこの条例の運用状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(まつど市民活動サポートセンター条例の一部改正)

3 まつど市民活動サポートセンター条例（平成15年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市民が自主的に行う営利を目的としない社会貢献活動（以下「市民活動」という。）」を「市民活動（松戸市協働のまちづくり条例（平成19年松戸市条例第 号）第2条第2号の市民活動をいう。以下同じ。）」に改める。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市協働のまちづくり協議会委員

日額 8,500円

【説明】

第1項は、この条例の施行日を平成19年4月1日とするものです。

第2項は、社会情勢の変化に伴い、協働を取り巻く環境も変化が予想されることから、協働を推進するための施策が市民ニーズや地域の課題の変化に対応できているのかを検証し、制度の見直し等必要な措置を講ずることを明記したものです。

第3項は、「市民活動」の定義について、まつど市民活動サポートセンター条例との整合を図ったものです。

第4項は、松戸市協働のまちづくり協議会委員の報酬について定めたものです。